

東ト協連発第33号  
令和2年5月26日

各 位

東京都トラック運送事業協同組合連合会

緊急事態宣言に対するご協力をお願い  
(東ト協連 営業時間変更について)

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、当連合会の運営につきましてご理解、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、新型インフルエンザ等対策特別処置法に基づく緊急事態宣言が令和2年5月25日全面解除されました。いまだ、対象地域の感染状況は「減少傾向にあることに変わりはない」とのことから、引き続き5月26日(火)より5月29日(金)までの間、営業時間を下記の通り、変更させて戴きますので、ご協力の程、よろしくごお願い申し上げます。

なお、6月1日(月)より営業時間を平常通りの『9時00分～17時35分』とし、通常営業をいたします。

敬具

記

通常営業時間	9時00分 ～ 17時35分
変更後営業時間 (5月26日～29日)	11時00分 ～ 15時00分